

## 現 状

### (1) 動物愛護推進のための普及啓発

#### ① ふれあい教室・体験

主に、幼稚園や小学校低学年児を対象に、動物への優しい心・責任感、生命の大切さ、他人の気持ちを気遣う心の育成を目的として、センター飼育の「モデル犬猫」のさわり方や抱き方、心臓の音を聴くなどの「ふれあい」を行っています。

##### 実施状況

年 度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
ふれあい教室 出張	実施回数	41	33	48	41	44	64	75	82	85	91	111
	参加人数	1,541	1,150	1,782	1,483	1,705	2,242	2,708	2,447	2,884	3,398	4,746
ふれあい教室 広場	実施回数	25	30	29	11	37	96	72	77	104	77	53
	参加人数	298	475	166	90	89	1125	107	133	184	179	166

ふれあい教室(出張) : 動物愛護管理センターの職員が幼稚園や学校に出向いて行うもの

ふれあい教室(ふれあい広場) : 東部動物愛護管理センター敷地内のふれあい広場において行うもの

家庭動物啓発センター敷地においても、平成20年5月からふれあい体験を開始

#### ② 家庭犬のしつけ方教室・しつけ方講習会・しつけ方相談

飼い犬の糞の放置、むだ吠えなどの苦情の解決や咬傷事故等の防止を目的として、適正飼育やモラル・マナーの向上を図るための講習会等を行っています。

##### 実施状況

年 度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
しつけ方教室	回数	3	3	6	6	6	12	13	9	11	8	16
	人数	174	175	226	384	105	248	380	281	506	200	286
しつけ方講習会	回数	19	11	7	6	8	-	-	-	-	-	-
	人数	341	184	200	163	221	-	-	-	-	-	-
しつけ方相談	回数	175	150	142	77	78	71	36	14	5	71	180
	人数	262	206	210	112	122	114	38	22	11	146	350
職場体験	回数	-	-	-	-	-	-	-	16	9	1	4
	人数	-	-	-	-	-	-	-	57	22	1	10
わんにゃんよ かイベント	回数	-	-	-	-	-	-	-	11	14	12	12
	人数	-	-	-	-	-	-	-	1223	1643	938	864
出前講座 啓発授業	回数	-	-	-	-	-	-	-	5	11	6	3
	人数	-	-	-	-	-	-	-	417	510	105	49

※平成20年度よりしつけ方教室としつけ方講習会を統合

しつけ方教室 : 犬同伴の飼い主を対象に、外部講師がしつけ方についての講習を行うもの

しつけ方講習会 : 犬を同伴しない飼い主を対象に、外部講師がしつけ方についての講習を行うもの

しつけ方相談 : 犬の同伴の有無にかかわらず、センター職員が個別に飼い主からしつけ方の相談を受け、助言・指導を行うもの

③ 動物愛護週間行事と動物愛護フェスティバル

広く市民の間に動物愛護の気風を招来し、動物の愛護と適正な飼育を啓発するため、多彩なイベント等を内容とする動物愛護週間行事と動物愛護フェスティバルを行っています。

(ア) 動物愛護週間行事

9月20日から9月26日： 慰霊祭、動物園でのパネル展、しつけ方教室の実施

(イ) 動物愛護フェスティバル（どうぶつ愛護フェスティバル in ふくおか）

11月に福岡市役所西側広場で開催

平成25年度実績	実行委員会構成団体等：	21団体(福岡市含む)
	当日参加団体：	26団体(福岡市含む)
	来場者数：	4,500人
	メインテーマ：	人もどうぶつもしあわせになるために
	内容：	家庭犬しつけ方教室 健康相談・飼育相談 長寿犬猫の表彰 動物愛護パネル展示 ステージイベントなど

④ 動物愛護管理センターホームページ「わんにゃんよかネット」

収容犬猫の飼い主への返還や譲渡を推進し、殺処分される犬猫の頭数を減少させるため、動物愛護管理センターのホームページ「わんにゃんよかネット」に収容情報や譲渡情報を掲載するとともに、併せて、市民による動物の保護情報や行方不明情報などの情報交換の場を提供しています。

また、適正飼育に関する情報を掲載し、市民への周知を図っています。

収容犬猫情報	：元の飼い主に返還するための情報提供
譲渡候補犬情報	：新しい飼い主を探すための情報提供
情報交換の場の提供	：市民による犬猫の保護情報や行方不明になった犬猫の情報提供
動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に関する情報の提供	

⑤ 広報

犬の登録と狂犬病予防注射の実施、また、犬猫の適正飼育の普及啓発を目的として、様々な媒体を利用した広報を行っています。

広報実績

単位：枚・冊

媒体	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ハガキ	82,436	82,582	81,400	81,500	81,500	81,700
チラシ	33,697	32,453	10,540	43,500	58,000	58,000
冊子等	6,085	5,902	13,570	4,600	6,500	4,800
ポスター	1,200	1,200	1,600	1,700	1,700	1,800
プレート	2,533	2,438	1,270	1,400	1,400	2,200
市政だより	1回	1回	1回	3回	4回	3回
ラジオ	1回	1回	0回	0回	0回	1回
テレビ	2回	5回	7回	0回	2回	3回

犬の登録と狂犬病予防注射案内：ハガキ，チラシ，冊子等，市政だより，ラジオ，テレビ  
犬猫の適正飼育啓発：チラシ，冊子等，ポスター，市政だより，ラジオ，テレビ  
犬の糞の放置防止啓発：プレート



写真 犬の糞看板

### (3) 犬猫の収容状況

本市では、放浪犬による危害を防止するための「捕獲」、所有者からはぐれた犬猫や負傷動物保護等のための犬猫の「回収」、また、遺棄を防止するための犬猫の「引取り」を行っています。

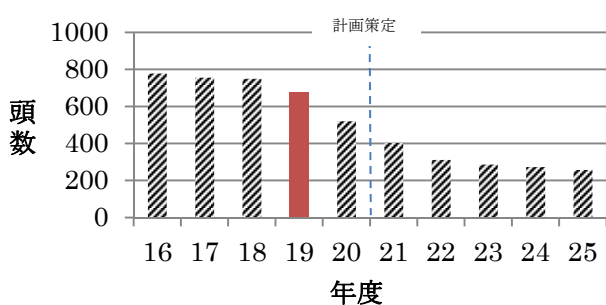
収容状況は表とグラフのとおりで、収容される犬猫の頭数は年々減少傾向にありましたが、特に計画策定後は回収方法の見直しや引取り時の説諭や引き取り手数料有料化を行い、大幅に減少しました。

#### ① 犬

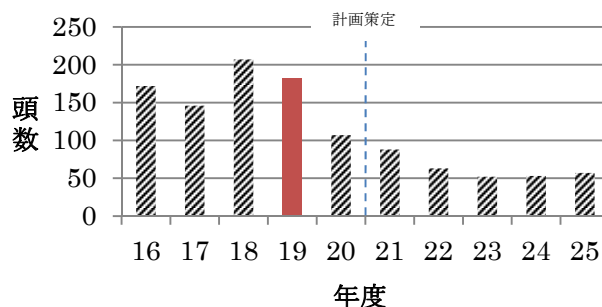
年度	16	17	18	19 基準年	20	21	22	23	24	25
捕獲頭数	172	146	207	182	107	88	63	52	53	57
回収頭数	336	353	306	319	255	245	224	200	199	189
うち負傷	33	35	34	33	53	18	20	15	12	6
引取り頭数	270	256	236	177	158	69	24	34	21	11
計	778	755	749	678	520	402	311	286	273	257

捕獲：けい留されていない犬を、動物管理センターの職員が捕まえ収容すること  
 回収：市民等が捕まえた、又は、保護した犬を、動物管理センターの職員が出向いて収容すること  
 引取り：飼い主が飼えなくなった犬を、動物管理センターにおいて引き取ること

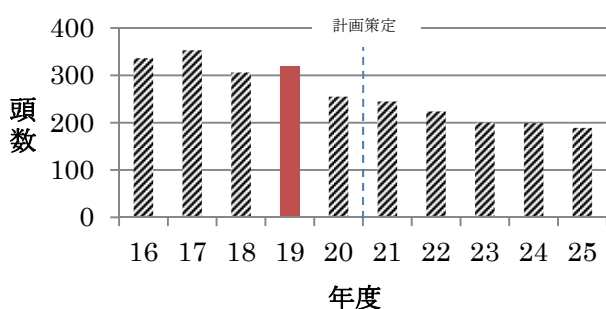
福岡市 犬の収容頭数（過去10年間）



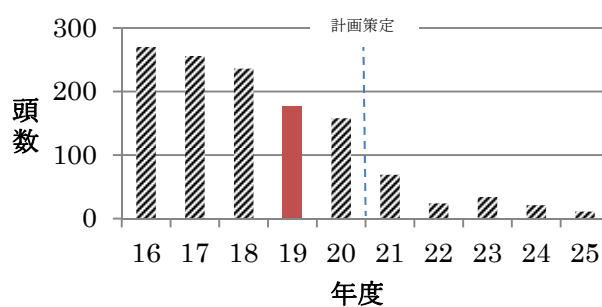
福岡市 犬の捕獲頭数（過去10年間）



福岡市 犬の回収頭数（過去10年間）



福岡市 犬の引取り頭数（過去10年間）



## ② 猫

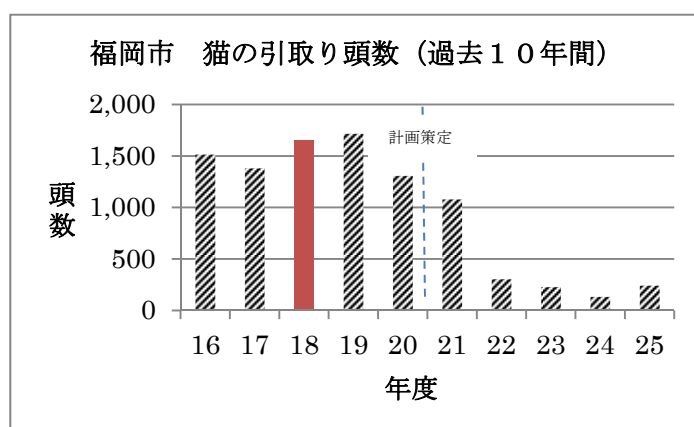
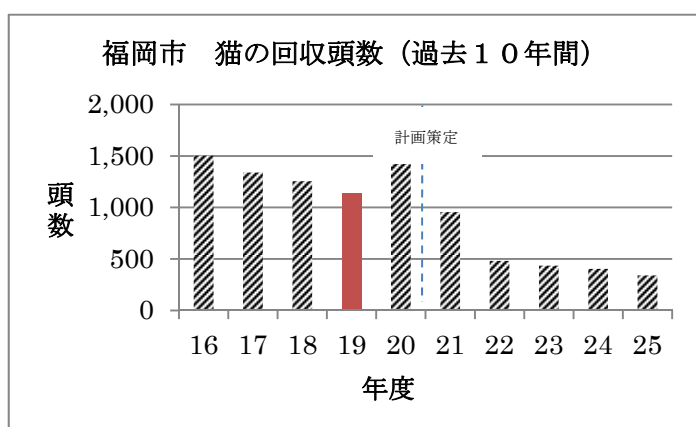
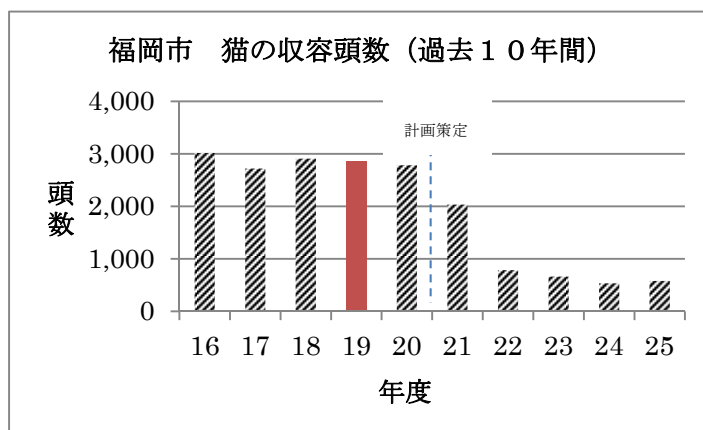
年度	16	17	18	19 基準 年	20	21	22	23	24	25
回収頭数	1,503	1,340	1,255	1,141	1,478 (1,305)	956 (880)	482 (382)	435 (337)	403 (314)	340 (223)
うち負傷	101	116	101	111	127 (41)	80 (22)	106 (22)	103 (28)	84 (23)	105 (24)
引取り頭数	1,513	1,379	1,655	1,715	1,306 (1,130)	1,078 (983)	302 (289)	227 (166)	132 (102)	240 (162)
計	3,016	2,719	2,910	2,856	2,784 (2,485)	2,034 (1,863)	784 (671)	662 (503)	535 (416)	580 (385)

(うち子猫の数)

回収：市民等が保護した飼い主不明の猫を、動物管理センター職員が出向いて収容すること

(平成23年7月以降の回収先は警察署のみ)

引取り：飼い主が飼えなくなった猫又は飼い主不明の猫を、動物管理センターにおいて引き取る  
こと



#### (4) 犬猫の措置状況

収容した犬猫のうち、飼い主が判明したものは飼い主へ返還し、飼い主が判明しないものは可能な限り新しい飼い主へ譲渡を行い、譲渡が成立しなかったものについては最終的に殺処分を行っています。

措置状況は表のとおりで、犬はある程度の頭数が返還又は譲渡されていますが、猫は飼い主が判明することも、また、譲渡に適した猫も少ないため、返還・譲渡される事例はあまりありません。

殺処分状況は表とグラフのとおりで、犬は年々減少傾向にあり、猫も平成22年度以降、大幅に減少しています。

殺処分される猫の中では子猫の占める割合が多くなっています。

##### ① 犬

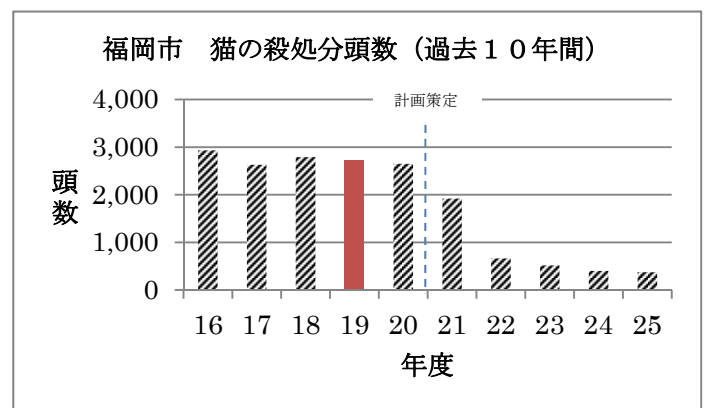
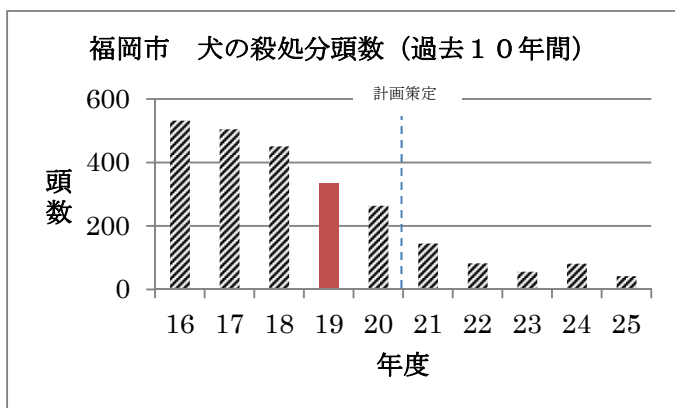
年度	16	17	18	19 基準年	20	21	22	23	24	25
返還	129	120	131	177	144	140	126	104	100	104
譲渡	109	115	149	152	88	112	94	123	87	99
死亡	8	15	18	12	24	5	9	3	5	12
殺処分	532	505	451	337	264	145	82	56	81	42
計	778	755	749	678	520	402	311	286	273	315

##### ② 猫

年度	16	17	18	19 基準年	20	21	22	23	24	25
返還	0	4	1	2	4 (0)	3 (0)	1 (0)	4 (0)	5 (0)	4 (0)
譲渡	34	23	51	55	46 (24)	54 (28)	34 (3)	68 (22)	58 (12)	126 (21)
死亡	51	63	69	71	84 (34)	57 (12)	87 (18)	75 (16)	70 (23)	75 (17)
殺処分	2,931	2,629	2,789	2,728	2,650 (2,377)	1,920 (1,823)	662 (650)	515 (465)	402 (381)	375 (347)
計	3,016	2,719	2,910	2,856	2,784 (2,435)	2,034 (1,863)	784 (671)	662 (503)	535 (416)	580 (385)

(うち子猫の数)

返 還：本来の飼い主へ返すこと  
 譲 渡：新しい飼い主へ譲り渡すこと  
 死 亡：収容期間中に自然死(病死を含む)すること  
 殺 処 分：措置方法のひとつで、致死処分にすること



(5) 犬猫に関する苦情・相談と飼い主等指導状況

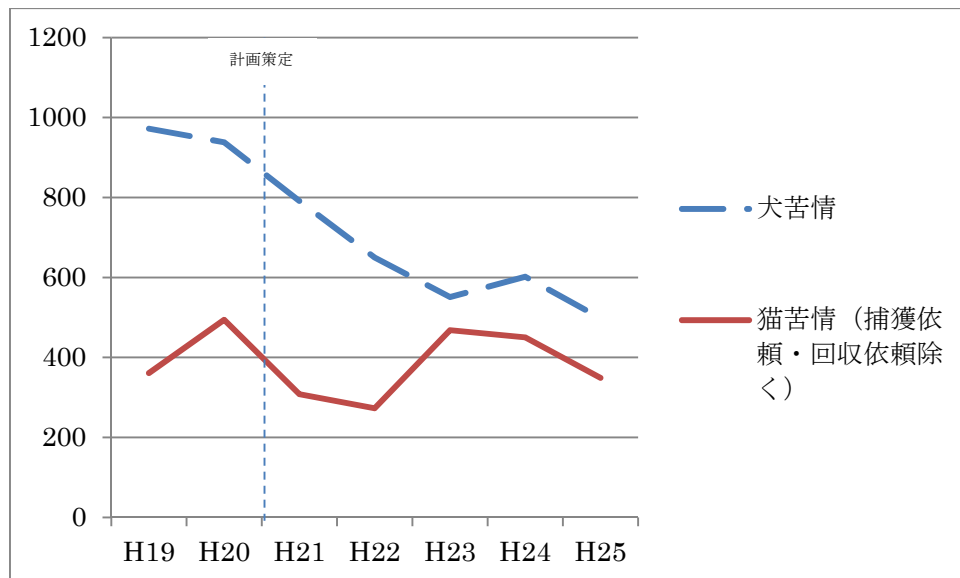
犬猫の飼育に関する苦情・相談については、電話や窓口での申し立ての聞き取りなどを行い、飼い主や原因者が判明している事例に関しては、動物管理センターの職員が直接現場に出向いて指導を行うなどの対応を行っています。

苦情・相談件数と飼い主等指導件数ともに、ここ数年で大きな変化はありませんが、依然として地域住民から多数の申し立てが寄せられています。

平成25年度における飼い主等指導依頼件数で最も多いのは、犬で「糞の放置」、猫で「野良猫への給餌行為」となっています。

① 苦情件数

年度	19	20	21	22	23	24	25
犬	972	938	791	650	551	602	498
猫	1,295	1,566	950	932	987	892	1,066
猫（捕獲除く）	361	494	308	273	468	450	349
計	2,267	2,504	1,741	1,582	1,538	1,494	1,564



② 飼い主等指導（苦情件数に含まれる）

ア 依頼件数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
犬	329	304	244	355	175	195	160
猫	176	221	147	124	114	147	86
計	505	525	391	479	289	342	246

イ 依頼内容

犬 糞の放置，鳴き声，放し飼い

猫 野良猫への給餌行為，庭等に糞，多頭飼育

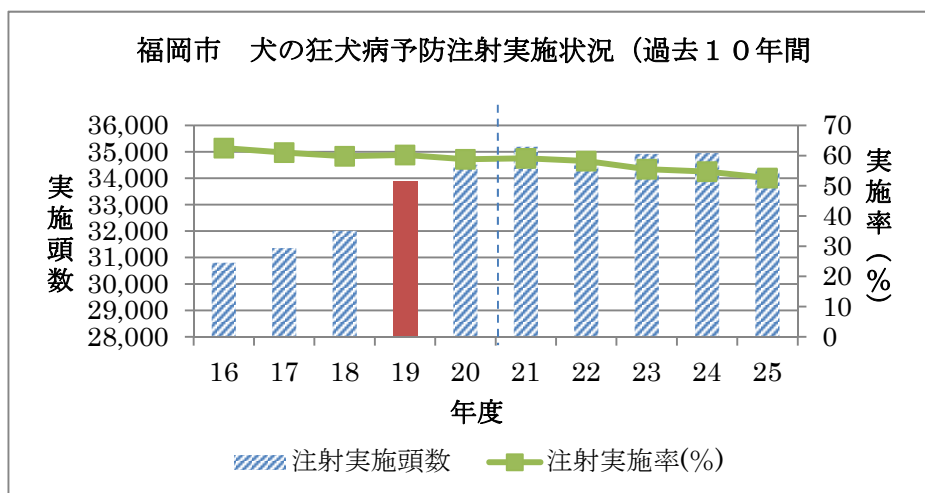
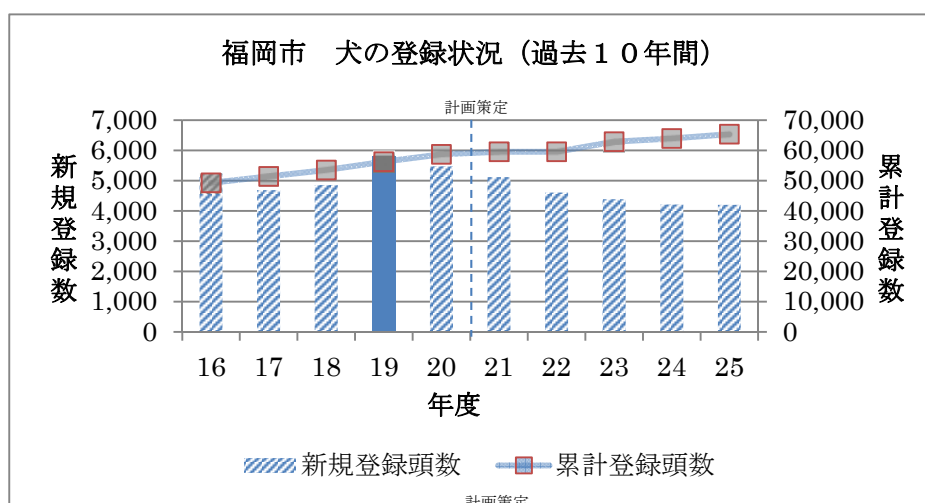
## (6) 犬の登録と狂犬病予防注射実施状況

犬を飼育する際には、狂犬病予防法の規定に基づき、生涯1回の登録と、1年に1回の狂犬病予防注射が必要です。

本市における登録と狂犬病予防注射の実施状況は、表とグラフのとおりで、その頭数はともに年々増加の傾向にありますが、狂犬病予防注射の実施率は低下傾向にあります。

年 度	16	17	18	19 基準年	20	21	22	23	24	25
累計登録頭数	49,309	51,396	53,498	56,290	58,724	59,578	59,578	62,880	63,960	65,385
新規登録頭数	5,233	4,690	4,860	5,816	5,474	5,119	4,611	4,389	4,211	4,202
注射実施頭数	30,802	31,360	32,006	33,899	34,510	35,192	34,651	34,920	34,955	34,617
注射実施率 (%)	62.5	61.0	59.8	60.2	58.8	59.1	58.2	55.5	54.7	52.9

注射実施率(%)：注射実施頭数/累計登録頭数×100





## (7) 動物取扱業登録等状況

「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定に基づき、動物(哺乳類、鳥類、は虫類)の販売、保管、貸出し、訓練又は展示を「業」として行う際には、登録を受ける必要があります。

施設の実数は増加傾向で、平成26年3月末において407件の登録施設があり、平成25年度は延べ242件の施設監視を行いました。

また、平成25年の法改正により新設された第2種取扱業施設の登録は1件のみとなっています。

### 第1種動物取扱業 登録と延監視件数

分類/年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
登録件数	販売	177	184	196	203	196	198	200
	保管	179	202	216	232	237	249	263
	貸出し	6	7	7	7	6	9	10
	訓練	20	22	25	25	27	27	32
	展示	12	15	18	19	18	22	25
	その他							
	譲受飼養施設	-	-	-	-	-	-	1
せり・あっせん	-	-	-	-	-	-	0	
施設実数※		284	315	342	362	362	379	407
延監視件数	販売	117	178	122	187	142	120	169
	保管	108	113	174	87	192	146	142
	貸出し	11	9	3	3	4	6	8
	訓練	14	12	8	9	15	14	16
	展示	14	11	16	8	10	16	14
	その他							
	譲受飼養施設	-	-	-	-	-	-	1
せり・あっせん	-	-	-	-	-	-	0	
施設実数※		184	206	257	255	263	218	242

※ 重複施設あり

### 第2種動物取扱業 平成25年度末 1施設

**販売**：動物の小売りや卸売り、またそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業  
(その取次ぎ又は代理を含む)

小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、  
露店等における販売のための動物の飼養業者、  
飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者

**保管**：保管を目的に顧客の動物を預かる業

ペットホテル業者、美容業者(動物を預かる場合)、ペットのシッター

**貸出し**：愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業

ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者

**訓練**：顧客の動物を預かり訓練を行う業

動物の訓練・調教業者、出張訓練業者

**展示**：動物を見せる業(動物とのふれあいの提供を含む)

動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、  
乗馬施設・アニマルセラピー業者(「ふれあい」を目的とする場合)

**その他**：譲受飼養施設(老犬ホームなど)

せり・あっせん業（インターネットオークションなど）

### (8) 特定動物飼育施設の状況

「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として定められた動物(特定動物)の飼育を行う際には、許可を受ける必要があります。

平成26年3月末において、15施設49件について許可を行っており、366頭の飼育実態があります。

	H19 末	H20 末	H21 末	H22 末	H23 末	H24 末	H25 末
施設数	8	19	12	12	17	13	15
許可件数	44	45	49	48	52	47	48
飼育頭数	311	302	268	298	342	360	366

#### 福岡市動物園での飼養動物種 平成26年3月末現在

ほ乳類 シロテナガザル、ブラッサグエノン、ダイアナモンキー、ニホンザル、シシオザル、チンパンジー、ゴリラ、オランウータン、マレーグマ、ツキノワグマ、ヒョウ、ライオン、トラ、アジアゾウ、ミナミシロサイ、カバ、アミメキリン

鳥類 ヒクイドリ、オジロワシ、オオワシ、コンドル

は虫類 ビルマニシキヘビ、アミメニシキヘビ、ワニガメ

## (9) 動物愛護団体やボランティアとの連携・共働\*

※ 共働とは、相互の役割と責任を認め合いながら、対等の立場で知恵と力をあわせて、長所や資源を活かし、共に汗して取り組み、共に行動すること。（福岡市新・基本計画より抜粋）

### ① 動物愛護週間行事と動物愛護フェスティバル（再掲）

動物の愛護と適正な飼育を啓発するため、動物愛護団体等と共同で動物愛護週間行事と動物愛護フェスティバルを行っています。

動物愛護週間行事：9月20日から9月26日  
動物愛護フェスティバル：11月

写真

### ② わんにゃんよかイベント（再掲）

犬猫の適正飼育講習，ふれあい事業，譲渡事業などの目的で動物愛護団体との共働で東部動物愛護管理センターおよび家庭動物啓発センターで開催しています。

年 度		22	23	24	25
わんにゃんよかイベント	回数	11	14	12	12
	人数	1223	1643	938	864

### ③ ワーキンググループの開催

動物愛護や適正飼育普及啓発などをテーマに行政と動物愛護団体などが集まって定期的な勉強会を行い，効果的な啓発や問題解決の方法を議論しています。

年 度		22	23	24	25
ワーキンググループ	開催回数	12	3	3	7

### ④ 犬猫よろず相談

ワーキンググループの成果として犬猫の飼い主が抱く疑問や問題の相談の場を作することを目的として，専門家や動物愛護団体と共に「犬猫よろず相談」を開催しています。

平成25年度 実施回数：6回  
相談件数：延べ 件  
相談内容：法律，しつけ方，手入れ方法，  
犬猫の飼育方法，健康など

### ⑤ 動物愛護団体を介した犬猫の譲渡事業

譲渡する前にしつけなどが必要な犬については動物愛護団体の協力が必要なしつけなどを行ってから，新しい飼い主に譲り渡しています。

平成25年度 団体譲渡実績： 犬 44頭，猫 26頭

⑥わんにゃんどんたく隊

動物愛護について多くの人に興味を持ってもらうために、平成23年度から動物愛護団体やボランティアと一緒に博多どんたく港まつりのパレードに出場しています。

平成25年度 参加人数：8人

写真

⑦一般ボランティア

平成24年度より一般のボランティアの募集要領を定め、共働事業を開始しています。

平成25年度末 登録者数： 166名  
活動内容： 収容犬・猫の給餌や清掃  
シャンプー・トリミング  
しつけ相談  
啓発事業の補助など。

## 2 課 題

平成21年4月に前動物愛護管理推進実施計画を策定し、各施策に取り組んだ結果、犬猫ともに、殺処分頭数は減少し策定時の目標である平成30年度までに犬160頭以下、猫1,300頭以下と言う目標を達成し、平成25年度は犬42頭、猫375頭まで減少しました。収容件数は猫については目標値以下まで減少し、犬についても目標の230頭をわずかに超える257頭までになり、動物愛護行政については一定の成果を得ているものと考えられます。

しかし、いまだに飼い主の身勝手ともいえる都合で、本市に引き取られる犬猫やその結果として殺処分される犬猫がいます。さらに、依然として犬猫の不適切な飼育や取り扱いに起因する周辺からの苦情・相談があることから、飼い主の責務が十分に理解され、実行されていない現状があります。これは、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射の登録数に対する平成25年度の実施率は52.9%と前計画の策定時の60.2%より減少したという結果にも表れているものと考えられます。

このような中、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する法律が一部改正され、動物取扱業の適正化のための規制強化、多頭飼育の適性化について明記されました。これらの改正を受け、動物取扱業や多頭飼育に関する指導監視体制についても検討が必要となっています。

さらに近年、地域猫活動に代表される、従来の飼い主と飼育動物の関係では言い表せない動物と人との関係も一般化してきました。

このように、複雑化する人と動物の関係の中で、今後の動物行政の方向性、つまり、人の安易な都合で殺処分される犬猫の頭数削減、また、動物の適正な飼育や取扱いに関する意識の向上など、動物愛護行政推進の必要性を示していると考えます。

一方で動物による人の生命・身体・財産に対する侵害の防止や狂犬病の発生予防・まん延防止など従来からの動物管理行政に関しても、動物愛護の観点も踏まえながら、今後とも十分な取組みを継続していく必要があると考えます。

## 第3章 計画の基本事項

### 1 計画の目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とします。

### 2 本市動物行政の方向性

生命の尊重や尊厳を守るという視点に立って、従来の捕獲・回収・引取り等の取締りや管理などを行う動物行政から、動物愛護・適正飼育の普及啓発に重点を置いた動物行政へ移行してまいりました。

今後は、他の行政担当部署、飼い主、動物取扱業者、動物関係団体、市民とさらなる連携を図りながら取り組みを推進します。

### 3 計画の実施期間

計画策定日から10年間(平成35年度末)

計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、5年を目途に計画の見直しを行います。

### 4 対象地域

福岡市内全域

### 5 計画の位置付け

本市では平成24年12月に策定した、福岡市基本構想と第9次福岡市基本計画において、「安全安心で良好な生活環境が確保されている」という政策目標を掲げています。さらに、その第1次実施計画として具体的な事業を定めた政策推進プランでは重点的に取り組む施策が取りまとめられています。

本計画はこの政策推進プラン中の「ルールが守られ、人にやさしい安全なまちづくり」を目指した主要事業である「動物の愛護及び管理推進事業」を進めるための計画と位置付けます。

また、平成〇〇年〇〇月策定の「福岡市保健福祉総合計画」を踏まえた計画とします。

## 第4章 施策推進の基本的視点

本市における現行動物行政の課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るため、動物愛護と管理に関する施策を推進するにあたっては、以下の3つの「視点」をその基本とします。

### 1 各主体の責務と役割の明確化

動物を巡る関係者の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの関係者がその責務や役割を十分理解する必要があります。

#### (1) 行政の責務

行政は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るために必要な施策を策定し実施することにより、動物に起因する諸問題の解決に取り組む責務を担います。

また、各主体が責務と役割を十分に果たせるよう支援・リードしていきます。

#### (2) 飼い主の責務

飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解した上で、動物をその命を終えるまで適正に飼育することにより、近隣住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮する責務を担います。

また、所有することに関わらず動物を管理する場合や、単に動物にエサを与えるなどの行為にも、飼い主に準じた責務が伴うものと考えます。

#### (3) 動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、動物を適正に取り扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育を行おうとする市民に対し、適正な飼養方法について必要な説明や情報提供を行い、理解させる責務を担います。

#### (4) 獣医師会の役割

獣医師会は動物の治療や生理・生態等に関する豊富で実践的な知識や経験を活用し、飼い主等に対する助言や理解を促進すると同時に、各主体との協力を行う役割を担います。

#### (5) 学術機関の役割

学術機関は動物の生理・生態等に関する豊富で多岐に渡る知識を活用し、各主体への助言する役割を担います。

#### (6) 市民団体及びボランティアの役割

市民団体及びボランティアは、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

#### (7) 市民の役割

市民は、「動物を愛おしむ気持ち」や「動物による危害の発生防止に関する知識」について十分理解し、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

### 2 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進

「人と動物との調和のとれた共生社会」は、動物に直接かかわる者だけの努力で実現することは困難です。その実現のためには、動物にかかわる者とかかわらない者の両者を含めた市民全体が、動物の愛護と管理に対する理解を深める必要があります。

### 3 各主体間の連携と共働の推進

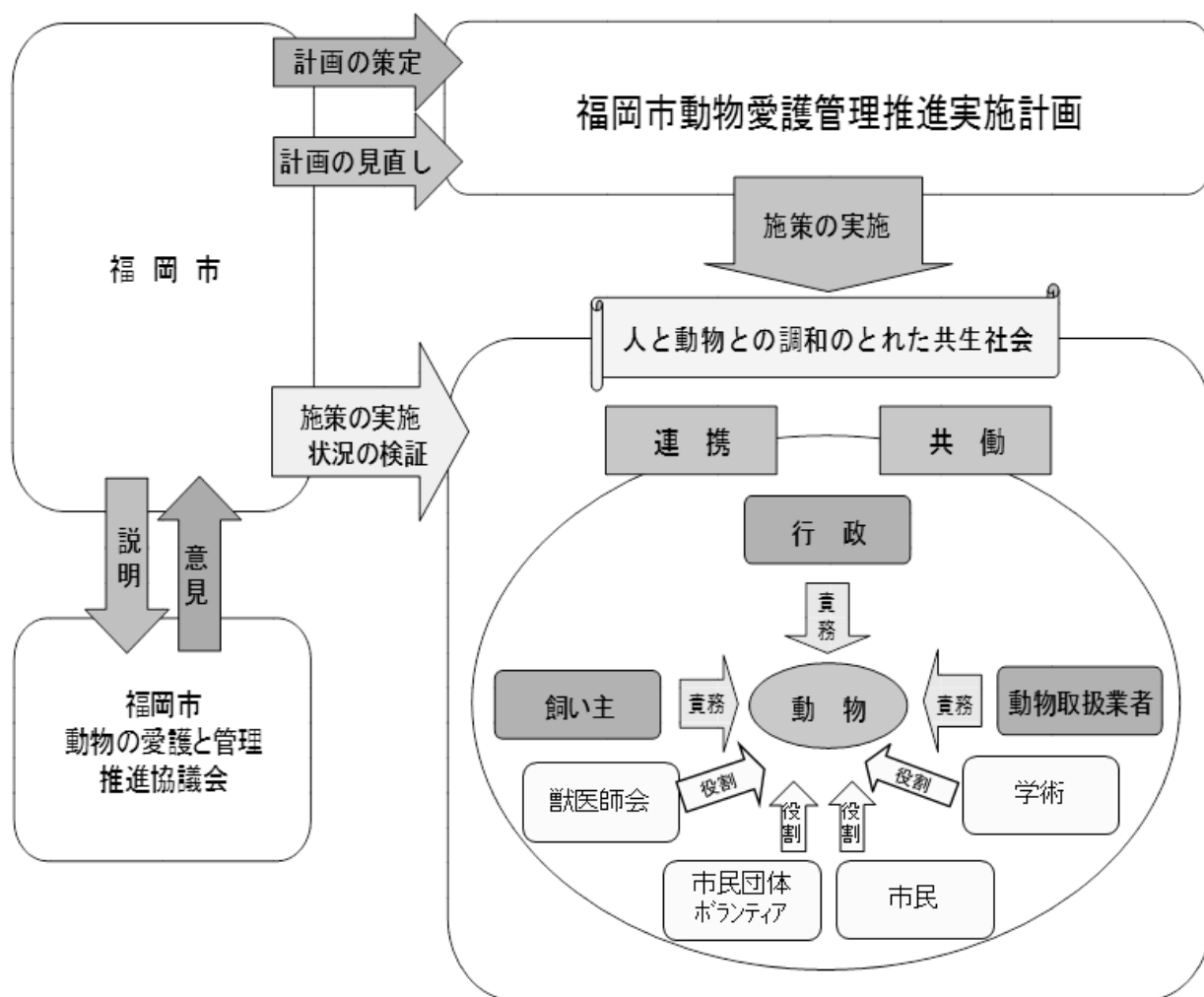
これまでのように、それぞれの主体が単独で行う取組みには限界があります。そこで、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目標に掲げる動物関係団体とのさらなる連携や共働を推進する必要があります。



## 第5章 計画の推進体制

本計画は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とした効果的な施策等の検討を行うため設置された「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」において提案された様々な意見を参考に策定しています。

今後、本計画に基づき10年間にわたって動物愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各施策が計画的にかつ効果的・効率的に行われているかを本市で検証し、必要に応じて協議会から意見を求め、それらを参考に本計画の見直しを行います。



## 第6章 具体的施策の柱

### 1 殺処分ゼロに向けた取り組み

動物の生命の尊重と安全確保の観点から、適正飼養や終生飼養を推進し、飼い主などの身勝手とも言える理由による犬猫の殺処分を減らしていく。

### 2 動物の生理及び生態に関する知識並びに愛護に関する啓発

「人と動物との調和のとれた社会」の実現のために不可欠な、動物の生命を尊重する気風と責任、動物の適正飼養や取り扱いについて普及啓発を行う。

### 3 めいわくの防止

人間が動物を飼育したり、エサ与えるなど積極的に関わることで生じる、他の市民に対するめいわくを防止し、モラルやマナーが大切にされる社会の実現に寄与する。

### 4 危害や健康被害の防止

動物による人の生命等に対する侵害や、狂犬病等の動物由来感染症の発生予防を行うとともに、災害等発生時の危機管理体制の整備を行う。

### 5 動物取扱業等の監視指導の強化

関係法令遵守や動物愛護推進の観点から動物取扱業、実験動物飼育施設、産業動物飼育施設等への効率的効果的な監視指導を行う。

### 6 共働と体制の整備

これまで培ってきた動物関係団体との共働関係を継続し、新たな連携や協力体制を構築する。また、課題解決に取り組むため職員の技能向上を行う。

## 第7章 目 標

これまでのように、単に法令等に基づく業務を遂行するのではなく、その効果を判定するための指標としての目標を設定します。

### 1 殺 処 分 頭 数

犬(平成19年度 337頭)	➡	頭以下(平成36年度まで)
猫(平成19年度 2,728頭)		頭以下(平成36年度まで)

負傷犬猫の死亡を除く。攻撃性や疾病等による譲渡不可能な犬猫以外の殺処分は行わない。

### 2 回収・引取り頭数

犬(平成19年度 496頭)	➡	頭以下(平成36年度まで)
猫(平成19年度 3,352頭)		頭以下(平成36年度まで)

返還や新しい飼い主への譲渡の更なる推進行うことが可能になる頭数を目指す。

### 3 苦情件数

平成19年度 飼い主指導依頼数 犬猫合計 505件	➡	件以下
------------------------------	---	-----

### 4 犬 の 登 録

飼育されている犬すべての登録を目標とします。

### 5 犬の狂犬病予防注射実施率

狂犬病が国内に侵入した際に、その流行を阻止するために必要とされる狂犬病予防注射の実施率70%を目標とします。

第8章 具体的施策

施策の体系

「計画の目的」を達成するため、「施策推進の基本的な視点」に基づき、以下の「施策」を推進します。

計画の目的		人と動物との調和のとれた共生社会					
施策推進の基本的な視点		具体的施策の柱					
		殺処分ゼロに向けた取り組み	動物の生理・生態に関する知識並びに愛護に関する啓発	めいわくの防止	危害や健康被害の防止	動物取扱業等の監視指導の強化	共働と体制の整備
章	施策名						
1 動物愛護啓発	動物愛護思想の普及啓発	○	○	△			
	ふれあい事業の充実	○	○	△			
2 適性飼養啓発	適正飼養の啓発	○	○	○			
	不妊去勢手術の徹底	○	○	○			
	終生飼養推進のための方策	○	○	○			
	愛護動物遺棄防止対策の実施	○	○	○			
	多頭飼育に対する監視指導	○	○	○	△	○	○
	苦情対策とマナーアップ	△	△	○	△	△	
3 猫問題対策	飼い猫対策	○	○	○	△	△	
	飼い主のいない猫対策	○	○	○	△	△	○
4 譲渡と返還	譲渡事業の充実	○	○				
	マイクロチップ装着の推進	○	○				
	収容動物返還率向上のための方策の検討	○	○				
5 狂犬病予防	犬の登録率と狂犬病予防注射実施率の向上		△		○	○	○
	鑑札と注射済票装着の徹底		△		○	○	○
6 監視指導	動物取扱業者の監視指導	○	○	△	△	○	△
	特定動物飼育者の監視指導		△	○	○	○	
	犬の捕獲業務や大型犬飼育施設の監視指導		△	○	○	○	
	実験動物飼育施設の監視指導		○			○	
	産業動物飼育施設の監視指導		○			○	
	犬猫の殺処分方法の検討		○			○	
7 体制と制度	関係部署や機関との連携	△	△	△	△	○	○
	動物愛護推進員の委嘱					△	○
	一般社団法人福岡市獣医師会との連携	○	○		○		○
	動物愛護団体との連携	○	○	○			○
	動物愛護を目的とした寄付の基金化	○	○				○
8 危機管理	危機管理対策の実施				○		

○： 特に関連が深いもの  
△： 副次的に関連性が生じるもの

## 施策の分類

現行動物行政の「現状」から「課題(問題点)」を抽出し、  
それらの解決に必要な「施策の方向性」に基づく「具体的施策」を  
「短期」、「中期」、「長期」に分類して、取り組めます。

分類	取組み時期
短期	平成28年度を目途に実施
中期	平成31年度を目途に実施
長期	平成36年度を目途に実施

# 1 動物愛護についての啓発推進

## (1) 動物愛護思想の普及啓発

### 【目的】

動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛と平和の情操の涵養に資する目的で、動物の適正な取扱いや人と動物の共生に関する普及啓発を行うものです。

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">現 状</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○動物愛護週間行事として、適正飼養に関するパネル展示や犬猫の慰霊祭を行っています。</li> <li>○動物愛護フェスティバルを開催しています。</li> <li>○ホームページ「わんにゃんよかネット」、「市政だより」、「チラシ配布」などによる情報提供を行っています。</li> <li>○わんにゃんよかイベント等、体験型のイベントによる啓発を実施しています。</li> </ul> </td> </tr> </table>	現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動物愛護週間行事として、適正飼養に関するパネル展示や犬猫の慰霊祭を行っています。</li> <li>○動物愛護フェスティバルを開催しています。</li> <li>○ホームページ「わんにゃんよかネット」、「市政だより」、「チラシ配布」などによる情報提供を行っています。</li> <li>○わんにゃんよかイベント等、体験型のイベントによる啓発を実施しています。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">課 題(問題点)</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の間に動物愛護思想を醸成する場や機会が少ないと思われます。</li> <li>○動物愛護思想の普及啓発方法が画一化していると思われます。</li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">継続する取り組み</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○動物愛護管理センターでのイベント開催や見学会を実施する。</li> <li>○センターの他に動物園などの集客施設での啓発活動を実施する。</li> <li>○出前講座の実施</li> </ul> </td> </tr> </table>	課 題(問題点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の間に動物愛護思想を醸成する場や機会が少ないと思われます。</li> <li>○動物愛護思想の普及啓発方法が画一化していると思われます。</li> </ul>	継続する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動物愛護管理センターでのイベント開催や見学会を実施する。</li> <li>○センターの他に動物園などの集客施設での啓発活動を実施する。</li> <li>○出前講座の実施</li> </ul>
現 状							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○動物愛護週間行事として、適正飼養に関するパネル展示や犬猫の慰霊祭を行っています。</li> <li>○動物愛護フェスティバルを開催しています。</li> <li>○ホームページ「わんにゃんよかネット」、「市政だより」、「チラシ配布」などによる情報提供を行っています。</li> <li>○わんにゃんよかイベント等、体験型のイベントによる啓発を実施しています。</li> </ul>							
課 題(問題点)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の間に動物愛護思想を醸成する場や機会が少ないと思われます。</li> <li>○動物愛護思想の普及啓発方法が画一化していると思われます。</li> </ul>							
継続する取り組み							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○動物愛護管理センターでのイベント開催や見学会を実施する。</li> <li>○センターの他に動物園などの集客施設での啓発活動を実施する。</li> <li>○出前講座の実施</li> </ul>							

### 【施策の方向性】

- 動物愛護思想の普及啓発の場や機会の拡充
- 動物愛護思想の普及啓発方法の充実・強化

### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○民間企業での動物愛護研修	長 期	○民間企業の研修の一環として、動物愛護研修を行うことを検討します。

継続・拡充する施策	
項 目	実 施 内 容
○ホームページ わんにゃんよかネット	○定期的に動物愛護思想の普及啓発に関する情報を掲載します。
○マスメディアの活用	○マスコミからの取材へ積極的に対応します。
○動物愛護 フェスティバル	○多くの市民が参加するよう、効果的なフェスティバルの実施内容を検討します。
○シンポジウムの開催	○市民と動物愛護思想について考える場を検討します。
○地域での動物愛護 教室	○地域の要望に応じて動物愛護教室を行うことを検討します。 ○出前講座の内容を充実させます
○学校教育への取組み	○学校教育の中で、動物愛護について学べるプログラムを検討します。

## (2) ふれあい事業の充実

### 【目的】

動物の愛護と適正な飼養を普及啓発するため、教育活動などの場を通じて、モデル犬猫とのふれあいを体験することにより、動物への優しい心・責任感、生命の大切さや他人の気持ちを気遣う心の育成に努めるものです。

現 状	課 題(問題点)
○ふれあい教室 「幼稚園」や「小学校低学年」を対象に、出張又は東部動物愛護管理センターのふれあい広場を活用してふれあいを行っています。	○単に動物にさわるだけの事業になっています。 ○特定の施設や年代に集中して事業が行われていません。 ○東部動物愛護管理センターのふれあい広場の活用が進んでいません。

### 【施策の方向性】

- ふれあい事業の目的に沿った実施方法の見直し
- ふれあい事業の対象となる施設や年代の見直し

### 【具体的施策】

継続・拡充する施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○ふれあい事業の見直し	中 期	○犬猫の習性や適正飼養の理解など、事業目的に沿った実施方法へ見直します。 ○ふれあい事業の対象となる施設や年代を見直します。

## 2 適正飼養の推進

### (1) 適正飼養の啓発

#### 【目的】

犬猫を適正に飼養するための知識や情報を飼い主や市民に対して情報発信を行うことにより、犬猫の適正飼養や人と動物の望ましい関係についての理解の浸透と周知の徹底を図ります。

<b>現 状</b>	<b>課 題(問題点)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭犬のしつけ方教室・講習会 外部の専門講師によるしつけ方の講習を行っています。</li> <li>○家庭犬のしつけ方相談 センター職員による個別相談を行っています。</li> <li>○ホームページ，市政だより，チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。</li> <li>○動物愛護団体との協力で犬猫よろず相談を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼い主や市民が適正飼養についての知識や情報を習得する機会が少ないという状況があります。</li> <li>○飼い主の適正飼養についての意識がまだまだ十分ではありません。</li> <li>○飼い主と行政との接点が少ない状況にあります。</li> </ul>
	<b>継続する取り組み</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規飼い主対象の適正飼養講習会を実施します。</li> <li>○家庭犬のしつけ方講習会や相談会の実施</li> </ul>

#### 【施策の方向性】

- 適正飼養に関する知識や情報を習得する機会の拡充
- 飼い主に対する適正飼養についての効果的な啓発の実施
- 新しい広報媒体や販売店などを介した啓発の実施

#### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○販売店での啓発	中 期	○ペットフード販売店などを介した啓発の方法を検討します。
○動物の適正飼養ガイドラインの策定	中 期	○集合住宅や都市部での飼養の際の取決めとなるガイドラインの策定を検討します。
○犬のしつけを体験する場の拡充	中 期	○犬の訓練士などが犬のしつけに関する活動を行う場として、センター敷地の提供を検討します。

継続・拡充する施策	
項 目	実 施 内 容
○家庭犬のしつけ方相談	○広報を充実させ、受講者の拡充を図ります。
○広報媒体と方法	○ホームページ，SNS，動画サイト，市政だより，チラシなどの配布・回覧等をより充実させます。
○動物取扱業者等との啓発指導	○ペットショップに適正飼養に関する啓発チラシを設置します。



## (2) 不妊去勢手術の徹底

### 【目的】

生まれた子犬や子猫に適正飼養の機会を与えることが困難とならないように、犬猫のみだりな繁殖を防止するため、不妊去勢手術を徹底させるものです。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○犬猫の返還時など様々な機会を捉えて飼い主指導を行っています。</li> <li>○センターから譲渡する犬猫の不妊去勢手術を実施しています。</li> <li>○ホームページ，市政だより，チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。</li> <li>○猫の不妊去勢手術助成事業を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犬猫の不妊去勢手術実施の実態が把握されていません。</li> <li>○飼い主や飼い主になろうとする市民に不妊去勢手術の必要性への理解が不足しています。</li> <li>○犬猫の不妊去勢手術を実施せずに多頭飼養に陥る飼い主がいます。</li> </ul>
	<b>継続する取り組み</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○センターから譲渡する犬猫の不妊去勢手術</li> </ul>

### 【施策の方向性】

- 飼い主への直接指導や啓発の強化
- これから犬猫の飼養を始める人だけでなく、市民全体の意識の向上

### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○飼い主指導啓発	中 期	○自宅訪問などによる指導啓発方法を検討します。

継続・拡充する施策	
項 目	実 施 内 容
○広報媒体と方法	○ホームページ，SNS，動画サイト，市政だより，チラシなどの配布・回覧等の広報を充実します。
○動物取扱業者による啓発指導	○ペットショップに、「啓発チラシ」と「動物病院一覧」を設置します。

### (3) 終生飼養推進のための方策の実施

#### 【目的】

犬猫の終生飼養を徹底するため、安易な理由での引取りを防止するものです。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○引取り依頼の際に、飼養の継続や新しい飼い主を探すよう指導を行っています。</li> <li>○飼い主からの引取りの際には手数料を徴収しています。</li> <li>○動物愛護団体との共働で犬猫よろず相談を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安易に犬猫の飼養を始める飼い主がいます。</li> <li>○犬猫の終生飼養についての意識が不足する飼い主がいます。</li> <li>○センターに犬猫の引取り依頼をする理由に、飼い主が病気や高齢になったことが多くみられます。</li> </ul>

#### 【施策の方向性】

- 引取り時の有効な指導啓発方法の検討
- 犬猫の終生飼養に関する啓発の強化

#### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○引取り時の指導啓発	短 期	○引取り時の有効な指導啓発の方法を検討し、犬猫の終生飼養に関する指導啓発を強化します。
○飼養継続困難者の相談窓口	短 期	○動物愛護団体との共働で相談会を開催します。
○飼い主の年齢等に応じた指導啓発	中 期	○飼い主の年齢、家族構成、ライフスタイルに応じた助言、指導、啓発の在り方を検討します。

### (4) 愛護動物の遺棄防止対策の実施

#### 【目的】

愛護動物の遺棄防止し、動物愛護の精神の涵養と適正飼養の推進を行うとともに、センターへ収容される犬猫の頭数削減を図るものです。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺棄された可能性のある犬猫が、飼い主不明犬猫として収容されることがあります。</li> <li>○遺棄されることが多い場所にはポスターなどを使った啓発を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛護動物の遺棄であるかの判断が困難です。</li> <li>○同じ場所に繰り返し動物が捨てられることがあります。</li> </ul>

#### 【施策の方向性】

- 愛護動物の遺棄が法的に禁止されていることの啓発
- 警察や施設管理者などとの連携

#### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○啓発指導の充実	短 期	○啓発の場所や季節性を考慮し、様々な媒体を使った啓発を行います。
○関係機関との連携	短 期	○警察や施設管理者との協力し情報共有や巡回等を行います。

## (5) 多頭飼養問題対策

### 【目的】

犬猫を多数飼養することによる地域住民への迷惑行為をなくし、飼養施設規模に応じた適正飼養を実現するため、必要な監視指導を行うものです。

<b>現 状</b>	<b>課 題(問題点)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦情等の申し出に基づき犬猫等の多頭飼養施設の監視指導を行っています。</li> <li>○「化製場等に関する法律」の所管部署と連携し、多頭飼養施設の情報共有を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犬猫の多頭飼養施設の実態が把握されていません。</li> <li>○犬猫の多頭飼養や不適切な取扱いに起因する迷惑行為などが報告されています。</li> <li>○多頭数となったことから、適正な飼養管理もしくは飼養の継続が困難となる事例が多くみられます。</li> </ul>
	<b>継続する取り組み</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦情等の申し出に基づく監視指導を行います。</li> <li>○「化製場等に関する法律」の所管部署との連携</li> </ul>

### 【施策の方向性】

- 長期的かつ専門的な立入等監視指導体制の確立
- 多頭飼養施設の把握と改善に向けた指導
- 多頭飼養に陥る可能性のある施設に対する予防的指導と啓発

### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○多頭飼養施設の監視指導	短 期	○多頭飼養施設の実態把握に努め、立入などの定期的な監視指導を行います。 ○各区保健福祉センター衛生課環境係と情報の共有を行います。(注1)
○多頭飼養予防のための指導と啓発	短 期	○多頭飼養問題と繁殖計画、多頭化の予防について啓発します。
	中 期	○多頭飼養問題の事例や原因を分析し、監視指導へ反映させます。
○実態把握のための方策	短 期	○住宅管理、高齢者福祉、民生委員等との情報共有による早期発見に努めます。
	長 期	○多頭飼養の届出制度について検討します。
○専門的な監視指導のための職員の育成	長 期	○精神科医や高齢者福祉など各専門家による職員研修を行います。

### 考え方

(注1)市街化区域で犬を10頭以上飼養する場合には飼養許可を取得する必要があるため、所管部署である各区保健福祉センター衛生課環境係と連携をとるためのものです。

(6) 苦情対応と動物飼養マナーの向上

【目的】

動物に関する苦情相談の内容を整理し、指導啓発の方向性を定めます。

また、その多くを占める、飼養管理に関するマナーの悪さを改善し、ルールやマナーが守られる社会を目指していきます。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民からの苦情や相談があった場合、その都度対応を取っています。</li> <li>○犬連れの多い公園や河川敷などで不定期に巡回を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民からの苦情や相談の達成時期や分析がなされていません。</li> <li>○糞の放置などの散歩マナーの悪い飼い主に対する有効な指導や啓発が必要です。</li> </ul>

【施策の方向性】

○苦情や相談の達成時期と分析を行い、新たな施策へと反映させる材料とする。

○動物飼養のマナーアップを推進する。

【具体的施策】

新 規 施 策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○苦情相談の達成時期と分析	短 期	○動物や動物飼養に関する相談や苦情を新しい尺度で達成時期し、統計を取ります。
○散歩マナーの向上	短 期	○犬連れの多い公園や河川敷などで巡回を行い、定期的な指導・啓発を行います。
○普及啓発の方法の検討	長 期	○犬の散歩や防犯パトロール、地域猫活動と清掃活動など、地域活動と動物に関するマナーやルールを守る活動を融合させる方法について検討します。

### 3 猫問題対策

#### (1) 飼い猫の適正飼養の推進

##### 【目的】

猫の不適切な飼養による、周辺住民への危害や迷惑行為を防止するためのものです。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「福岡市ねことの共生ガイドライン」を策定しています。</li> <li>○飼い猫への名札等の装着，室内飼い，不妊去勢手術に関する指導啓発を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「福岡市ねことの共生ガイドライン」の市民への周知が不足しています。</li> <li>○猫の適正飼養に関する認識が不足している飼い主がいます。</li> </ul>

##### 【施策の方向性】

○猫の飼養者への効果的な啓発の実施

##### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○飼い猫の登録制度	長 期	○登録制度の効果や必要性を明確にした上で，制定に向けた検討を行います。

継続・拡充する施策	
項 目	実 施 内 容
○猫の飼い主への指導啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○名札の装着や猫の室内飼いの有効性を周知します。</li> <li>○不妊去勢手術の徹底に関する指導啓発を行います。</li> </ul> <p style="text-align: center;">1の(3)参照</p>

## (2) 飼い主のいない猫問題対策の実施

### 【目的】

飼い主のいない猫による、地域住民への危害や迷惑行為を防止するためのものです。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域猫活動地域に対し、技術的助言や1年間の不妊去勢実施などの支援を行っています。</li> <li>○野良猫への無責任な給餌行為者に対する指導啓発を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域猫活動」の市民への周知が不足しています。</li> <li>○活動の継続ができない地域猫活動地域があります。</li> <li>○動物を適正に取り扱うことについての意識が不足している野良猫への給餌行為者がいます。</li> </ul>

### 【施策の方向性】

- 地域ねこ事業推進のための方策の検討
- 野良猫への無責任な給餌行為に対する指導啓発に関する方策の検討

### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○地域猫活動の啓発	短 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民へ事業内容の周知を行います。</li> <li>○地域猫活動に適切に取り組む地域をモデル地区として選定し、活動や成果を周知します。</li> </ul>
○地域猫活動の支援方法の検討	中 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域猫活動地域の実態調査を行います。</li> <li>○地域猫活動地域への支援の在り方について検討します。</li> </ul>
○猫への無責任な餌やり防止対策	中 期	○野良猫の無責任な給餌行為者への効果的指導啓発方法を検討します。

### 考え方

(注1) ガイドラインに沿った取組みであり、かつ、支援の必要性が認められた場合に行うものです。

地域猫活動とは・・・？

地元住民が主体となって周辺住民の理解を得た上で、屋外で生活する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせ、トイレや餌やりの時間を決めて世話をするなど、一定のルールに従い、猫を一代限りで飼養することで問題解決を図っていく活動です。

#### 4 譲渡と返還の推進

##### (1) 譲渡事業の充実

###### 【目的】

犬猫の殺処分頭数を減少させ、適正かつ終生飼養を啓発する目的で、犬猫の譲渡を行うものです。

現 状	課 題(問題点)
<p>○成犬の譲渡 「犬の譲渡実施要領」に基づき、収容犬の性格性質等を判定した後、飼養適正のある犬を譲渡しています。</p> <p>○猫の譲渡 「猫の譲渡実施要領」に基づき、人に馴れた猫を譲渡しています。</p> <p>○譲渡犬猫の管理 譲渡する犬猫には原則不妊去勢手術と混合ワクチン接種をしています。</p> <p>○譲渡先への対応 新しい飼い主に対しては譲渡前に研修を行い、飼養施設等の譲渡前調査を行います。譲渡後も電話などで飼養状況の調査を行っています。</p>	<p>○飼養適正の低い犬の取扱い方針が明確ではありません。</p> <p>○センターに収容される犬猫の大部分を占める子猫については収容頭数が多いことや哺乳などの飼養管理の困難さから、譲渡の対象にしていません。</p>
	<h6>継続する取り組み</h6> <p>○譲渡犬の適切な管理や、譲渡から譲渡後のアフターフォローに至るまでの一貫した譲渡システム</p> <p>○適正飼養に関する模範的な飼い主の育成につながる譲渡方式</p>

###### 【施策の方向性】

- 飼養適正の低い犬の社会性の確保
- 子猫の譲渡方法の確立

###### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○譲渡犬の適正判断	中 期	○動物関係団体との協力による譲渡犬の適正判別を検討します。
○子猫の譲渡方法の確立	短 期	○子猫の譲渡要領の作成と体制整備

継続・拡充する施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○譲渡事業の広報	短 期	○ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等により譲渡事業の広報を充実します。

## (2) マイクロチップ装着の推進

### 【目的】

動物逸走時の迅速な対応や遺棄の防止を図るため、飼養する動物が自己の所有であることを明らかにする有効な方法として、特に猫へのマイクロチップの装着を推進するものです。

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">現 状</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不妊去勢手術助成対象猫にマイクロチップを装着しています。</li> <li>○両動物愛護管理センターにはハンディータイプのマイクロチップリーダーを常備しています。さらに東部動物愛護管理センターでは、ゲート式マイクロチップリーダーを設置しています。</li> </ul> </td> </tr> </table>	現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不妊去勢手術助成対象猫にマイクロチップを装着しています。</li> <li>○両動物愛護管理センターにはハンディータイプのマイクロチップリーダーを常備しています。さらに東部動物愛護管理センターでは、ゲート式マイクロチップリーダーを設置しています。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">課 題(問題点)</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国的にマイクロチップの装着率は低く、市民や動物の飼い主にその必要性や有用性が十分に認識されていません。</li> <li>○猫の登録などが制度化されていません。</li> <li>○マイクロチップリーダーの設置が進んでいません。</li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">継続する取り組み</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警察等動物を収容する機関からの依頼に応じて、マイクロチップリーダーによる読み取りを行います。</li> <li>○猫へのマイクロチップ装着費用の一部助成を行います。</li> </ul> </td> </tr> </table>	課 題(問題点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国的にマイクロチップの装着率は低く、市民や動物の飼い主にその必要性や有用性が十分に認識されていません。</li> <li>○猫の登録などが制度化されていません。</li> <li>○マイクロチップリーダーの設置が進んでいません。</li> </ul>	継続する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察等動物を収容する機関からの依頼に応じて、マイクロチップリーダーによる読み取りを行います。</li> <li>○猫へのマイクロチップ装着費用の一部助成を行います。</li> </ul>
現 状							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○不妊去勢手術助成対象猫にマイクロチップを装着しています。</li> <li>○両動物愛護管理センターにはハンディータイプのマイクロチップリーダーを常備しています。さらに東部動物愛護管理センターでは、ゲート式マイクロチップリーダーを設置しています。</li> </ul>							
課 題(問題点)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国的にマイクロチップの装着率は低く、市民や動物の飼い主にその必要性や有用性が十分に認識されていません。</li> <li>○猫の登録などが制度化されていません。</li> <li>○マイクロチップリーダーの設置が進んでいません。</li> </ul>							
継続する取り組み							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察等動物を収容する機関からの依頼に応じて、マイクロチップリーダーによる読み取りを行います。</li> <li>○猫へのマイクロチップ装着費用の一部助成を行います。</li> </ul>							

### 【施策の方向性】

- 所有者明示の必要性についての飼い主への啓発
- マイクロチップ装着の有用性についての飼い主への周知
- マイクロチップリーダーの活用の推進
- 動物を収容する可能性のある機関との連携強化

### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○マイクロチップ装着の推進	中 期	○譲渡猫へのマイクロチップ装着を検討します。

継続・拡充する施策	
項 目	実 施 内 容
○マイクロチップ装着の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼い主指導やチラシ等の配布により、犬猫の所有者明示の必要性を啓発し、マイクロチップ装着の有用性を周知します。</li> <li>○猫へのマイクロチップ装着費用の一部助成を行います。(注1)</li> </ul>
○マイクロチップリーダーの活用	○収容犬猫やその他の動物に対し、マイクロチップリーダーによる読み取りを行います。
○関係機関との連携	○警察署等動物を収容する機関へマイクロチップリーダー設置を呼び掛けます。

### 考え方

(注1)猫の飼い主や市民へ、広くマイクロチップの有用性を周知するためのものです。



### (3) 収容動物返還率向上のための方策の検討

#### 【目的】

飼い主がいる収容動物の殺処分を減らし、終生飼養の徹底を目的として、可能な限り収容動物を元の飼い主へ返還するためのものです。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察と連携した収容動物についての情報共有を行っています。</li> <li>○犬鑑札の装着等所有者明示についての啓発を行っています。</li> <li>○ホームページを利用した収容動物についての情報提供を行っています。</li> <li>○センターに収容された犬猫についてはマイクロチップ読取を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動物の収容情報が飼い主に伝わっていない状況があります。</li> <li>○収容動物のほとんどに飼い主情報が明示されていません。</li> </ul>

#### 【施策の方向性】

- 収容動物の効果的な情報提供方法の検討
- 所有者明示と逸走防止についての啓発の充実

#### 【具体的施策】

継続・拡充する施策	
項 目	実 施 内 容
○ホームページ わんにゃんよかネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収容動物に関する情報内容を充実します。</li> <li>○隣接する地方公共団体との収容情報の統一サイトを検討します。</li> </ul>
○迷い犬猫の情報収集	○センターに飼い主不明の犬猫が収容されること、迷い犬猫の情報が集まることを広報していきます。
○飼養動物の所有者 明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犬の鑑札と注射済票の装着，猫の名札，犬猫のマイクロチップ装着を推進します。 1の(4)，2の(3)参照</li> <li>○所有者明示と逸走防止についての啓発を行います。</li> </ul>
○警察との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収容動物について最新の情報を共有します。</li> <li>○マイクロチップリーダーの設置や首輪などの確認など技術的な協力体制を検討します。</li> </ul>

## 5 狂犬病予防

### (1) 犬の登録率と狂犬病予防注射実施率の向上

#### 【目的】

狂犬病の発生やまん延防止を目的として、犬の登録率と狂犬病予防注射実施率の向上を図るための方策を検討し、行うものです。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦情処理等の際に、飼い主への指導啓発を行っています。</li> <li>○ドッグランや公園・河川敷等において、飼い主への指導啓発を行っています。</li> <li>○ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。</li> <li>○動物取扱責任者研修会の際に、犬の販売時等における飼い主責任説明の徹底に関する指導を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犬の飼養実態が把握されていません。</li> <li>○飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行っていない飼い主がいます。</li> <li>○犬の死亡や転出入などの変更の届出をしていない飼い主がいます。</li> <li>○屋外中心で行う集合注射は犬の健康管理や衛生面で課題があります。</li> </ul>

#### 【施策の方向性】

- 犬の登録と狂犬病予防注射実施の法的義務やその必要性の周知徹底
- 犬の登録と狂犬病予防注射を受けやすい環境の整備
- 諸手続きの簡素化、利便化

#### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○集合注射あり方の検討	中 期 短 期	○注射会場や実施方法について検討します。 ○集合注射日時の SNS を利用した広報を行います。
○犬鑑札・注射済票の交付	短 期 中 期	○登録や注射実施時に、直接、犬鑑札や注射済票を受け取ることができる動物病院を拡充します。 ○犬の購入時に登録が可能なペットショップの実現を検討します。
○飼い主指導	短 期 中 期	○未注射犬の飼い主に対する再通知の方法を改善します。 ○飼養施設の訪問による直接指導を検討します。
○飼い主情報の把握	中 期	○電話や訪問等による飼い主情報の収集を検討します。 ○動物病院や動物取扱業者等と連携した飼い主情報の収集方法を検討します。 ○飼い主実態調査の効果的な方法を検討します。
○犬の転入手続き	短 期	○区役所窓口にチラシを配置するなど転出入者への周知を徹底します。
○犬の死亡手続き	短 期	○電子申請の導入について検討します。

継続・拡充する施策	
項 目	実 施 内 容
○指導啓発の充実	○ドッグランや公園・河川敷等、飼い主が集まる場所において定期的な指導啓発を行います。 ○狂犬病の正しい知識を広く市民へ啓発します。

○広報媒体と方法 ○動物取扱業者による啓発指導	○ホームページ, SNS, 市政だより, チラシなどの配布・回覧等の広報を充実させます。 ○動物取扱責任者研修会等の機会を利用して, 定期的に動物取扱責任者への指導を行います。(注1)
----------------------------	---

<b>考え方</b>	(注1) 犬の販売時等における飼い主への啓発指導の徹底を目的として行うものです。
------------	--

## (2) 鑑札と注射済票装着の徹底

### 【目的】

飼い犬を登録し、かつ、狂犬病予防注射を受けさせていることを、第三者へ明らかにするために、「鑑札」と「注射済票」の装着を徹底させるものです。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦情処理や収容犬返還時等に、飼い主への指導啓発を行っています。</li> <li>○ドッグランや公園・河川敷等において、飼い主への指導啓発を行っています。</li> <li>○ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。</li> <li>○動物取扱責任者研修会の際に、犬の販売時等における飼い主責任説明の徹底に関する指導を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犬の飼養実態が把握されていません。</li> <li>○飼い犬に鑑札や注射済票を装着していない飼い主がいます。</li> </ul>

### 【施策の方向性】

○「鑑札」と「注射済票」の装着についての法的義務やその必要性の周知徹底

### 【具体的施策】

新 規 施 策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○飼い主指導	中 期	○飼養施設の訪問による直接指導を検討します。

継続・拡充する施策	
項 目	実 施 内 容
○啓発指導の充実	○ドッグランや公園・河川敷等、飼い主が集まる場所において定期的な指導を行います。
○広報媒体と方法	○ホームページ、SNS、市政だより、チラシなどの配布・回覧等の広報を充実します。
○動物取扱業者による啓発指導	○動物取扱責任者研修会等の機会を利用して、定期的に動物取扱責任者への指導を行います。(注1)
○飼い主指導	○飼養施設の訪問による直接指導を検討します。

考 え 方
(注1) 犬の販売時等における飼い主への啓発指導の徹底を目的として行うものです。

## 6 監視指導の強化

### (1) 動物取扱業者の監視指導

#### 【目的】

動物取扱業(販売, 保管, 貸出し, 訓練, 展示)業者が, 動物を適正に取り扱うなど適切な営業を行うことを目的として, 必要な監視指導を行うものです。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○登録申請や飼養施設等確認の際に, 動物の適正な取扱いに関する指導を行っています。</li> <li>○監視マニュアルに沿った定期的な監視指導を行っています。</li> <li>○動物取扱責任者研修会を行っています。</li> <li>○動物取扱業者に関する情報をホームページ上で公開しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登録をしていない業者がいます。</li> <li>○動物取扱業者の不適切な営業に伴う地域住民への迷惑行為や被害が報告されています。</li> <li>○動物の適切な取扱いに関する認識が不足している動物取扱責任者がいます。</li> <li>○</li> </ul>
	継続する取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視マニュアルに従った定期的な立入等による監視指導の実施</li> </ul>

#### 【施策の方向性】

- 動物取扱業登録の徹底
- 動物取扱責任者や動物取扱業従事者の資質向上
- 動物取扱業者間の連携体制の構築

#### 【具体的施策】

新 規 施 策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○動物取扱業の登録	短 期	○未登録業者の掘り起こしに努め, 登録を徹底させます。
○動物取扱業の監視指導	短 期	○重点監視施設の選定と監視指導の徹底 ○第2種取扱施設の監視指導
○動物取扱責任者 動物取扱業従事者 の資質向上	短 期	○動物取扱責任者研修会の内容の充実を図ります。
	中 期	○動物取扱業従事者向けの研修会を検討します。
○行政処分取扱要綱	中 期	○行政処分取扱要綱を策定します。(注1)
○動物取扱業者間の 連携	中 期	○ペット販売業者等業界団体の設立に向けた働きかけを行います。
○動物取扱業者の 資質向上	中 期	○動物取扱業者の資質向上を図るため, 優良業者の認定制度を検討します。

#### 考 え 方

(注1) 動物の愛護及び管理に関する法律の違反事例に的確に対応するためのものです。

## (2) 特定動物飼養者の監視指導

### 【目的】

特定動物の飼養に起因する人命への危害発生や事故の防止ならびに地域住民への迷惑行為をなくすために、特定動物の飼い主が適正な飼養を行うことを目的として、必要な監視指導を行うものです。

<b>現 状</b>	<b>課 題(問題点)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼養許可申請や飼養施設等確認の際に、適正飼養に関する指導を行っています。</li> <li>○必要に応じて監視指導を行っています。</li> <li>○特定動物の拾得情報に対して、飼養者情報の照会を受けています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無許可で特定動物を飼養する者がいます。</li> <li>○特定動物逸走時や災害発生時の具体的対応方法を定めていません。</li> </ul>
	<b>継続する取り組み</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正飼養と安全性確保に関する指導を行います。</li> </ul>

### 【施策の方向性】

- 特定動物飼養許可取得の徹底
- 定期的な立入等監視指導の実施
- 警察、消防や関係機関との連携強化
- 特定動物逸走時等の対応方法の確立

### 【具体的施策】

<b>新規施策</b>		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○特定動物飼養許可	短 期	○無許可飼養者の掘り起こしに努め、許可取得を徹底させます。
○特定動物飼養施設の監視指導	短 期	○特定動物飼養施設への立入など、定期的な監視指導を行います。
○特定動物逸走時等の対策	中 期	○警察、消防、関係機関などと連携して取り組むため、逸走時や災害発生時の対応マニュアルを策定します。

### (3) 大型犬や野犬による危害の防止と監視指導

#### 【目的】

大型犬の不適切な飼養や取扱いに起因する人命への危害の発生や事故の防止，ならびに地域住民への迷惑行為をなくすため，大型犬飼養施設に対する監視指導を行うものです。

<p><b>現 状</b></p> <p>○土佐犬飼養施設の実態を把握しています。          ○土佐犬以外の大型犬種の飼養施設は畜犬登録により把握しています。          ○苦情等の申し出に基づき大型犬飼養施設の監視指導を行っています。</p>	<p><b>課 題(問題点)</b></p> <p>○土佐犬以外の大型犬飼養施設の実態が把握されていません。          ○大型犬の不適切な飼養や取扱いに起因する迷惑行為が報告されています。</p>
	<p><b>継続する取り組み</b></p> <p>○苦情等の申し出に基づく監視指導を行います。</p>

#### 【施策の方向性】

○定期的な監視指導体制の確立

#### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○大型犬飼養施設の監視指導	短 期	○アンケート調査を実施するなど，大型犬飼養施設の実態把握に努めます。  ○立入などの定期的な監視指導を行います。
○警察との連携	短 期	○休日・夜間における緊急時の連絡や対応体制を整えて，捕獲作業を行います。

継続・拡充する施策	
項 目	実 施 内 容
○捕獲作業	○捕獲対象地域の達成時期を行い(注1)，当該達成時期に基づいた捕獲方法を検討 ○犬の適正な取扱いに留意した捕獲作業と訓練

## (5) 実験動物飼養施設の監視指導

### 【目的】

適正な実験動物の取扱いを確認するため、必要な監視指導を行うものです。

現 状	課 題(問題点)
○実験動物施設の監視指導は行っていません。	○実験動物飼養施設の実態が十分把握されていません。

### 【施策の方向性】

- 実態把握と定期的な立入等監視指導体制の確立
- 「3Rの原則」(注1)に基づく実験動物の取扱いの徹底

### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○実験動物飼養施設の監視指導	短 期	○実験動物飼養施設の実態把握を行います。
	中 期	○実験動物飼養施設の立入などの定期的な監視指導を行います。

### 考え方

(注1)実験動物の福祉の原則・動物実験の適正化の原則として国際的に普及・定着しているもので次の3つをいいます。

Refinement : 苦痛の軽減, Replacement : 代替法の活用, Reduction : 使用数の削減

## (6) 産業動物飼養施設の監視指導

### 【目的】

畜産業経営における適正な産業動物の飼養や取扱いを確認するため、必要な監視指導を行うものです。

現 状	課 題(問題点)
○産業動物飼養施設の監視指導は行っていません。	○産業動物飼養施設の実態が把握されていません。

### 【施策の方向性】

- 実態把握と定期的な立入等監視指導体制の確立

### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○畜産経営農家の監視指導	短 期	○畜産経営農家の実態把握を行います。
	中 期	○畜産経営農家への立入などの定期的な監視指導を検討します。



(7) 犬猫の殺処分方法の検討

【目的】

収容した犬猫などの動物をやむを得ず殺処分する場合に、動物の生理、生態、習性等に配慮した上で、より苦痛を伴わない殺処分の方法を検討するものです。

<p style="text-align: center;"><b>現 状</b></p> <p>○成犬、子犬、成猫については意識喪失効果のある麻酔薬を1頭ずつ注射することにより殺処分しています。</p> <p>○子猫については国が示した「動物の殺処分方法に関する指針」に基づき、炭酸ガスを吸入させる方法で殺処分を行っています。</p>	<p style="text-align: center;"><b>課 題(問題点)</b></p> <p>○炭酸ガスを吸入させる方法は、窒息によって致死状態とするため、必ずしも苦痛を与えない方法とは言えません。</p> <p>○麻酔薬等の注射による殺処分方法は獣医師の有資格者が必ず行う必要があります。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>継続する取り組み</b></p> <p>○成犬、子犬、成猫への麻酔薬注射による殺処分</p>

【施策の方向性】

○子猫に苦痛を与えない方法による殺処分の検討

【具体的施策】

<b>新規施策</b>		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○子猫の殺処分方法	中 期	○意識喪失効果のある麻酔薬を用いるなど、苦痛を与えない殺処分方法を検討します。

## 7 体制と制度

### (1) 関係部署や機関等との連携

#### 【目的】

動物問題の解決につなげるために関連機関や市の他の部署との連携を図ります。

現 状	課 題(問題点)
○適正飼養の指導を行うにとどまっています。	○家庭動物に関する問題や相談が多様化し、根本的な解決には適正飼養の指導だけでは対応できない事例があります。 ○高齢者や生活困窮者が多頭飼養や飼養継続困難に陥る事例があります。 ○収容される動物には遺棄されたものが含まれる可能性があります。

#### 【施策の方向性】

- 飼養困難になる前に相談できるような仕組みづくり
- 関連機関や他の自治体との連携強化

#### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○市の他部署との連携	短 期  中 期	○飼養困難者の早期発見のため、関連部署との情報共有を図ります。  ○多頭飼養や飼養放棄につながるような、飼養継続が困難な市民が相談できるような体制を検討します。
○関連機関との連携体制の強化と整備	中 期	○警察等と動物虐待や遺棄の対応や防止について協議します。  ○教育機関等での普及啓発やボランティア参加促進を進めます。
○福岡県及び近隣自治体との連携	短 期	○犬猫の譲渡情報や収容情報などの情報共有の方法を検討します。
○職員研修の実施	短 期	○町づくり、福祉、医療、高齢者問題、住宅問題などの専門家による職員研修を実施し、資質向上を図ります。

## (2) 動物愛護推進員の委嘱

### 【目的】

地域における動物愛護の推進を目的として、動物愛護と適正飼養の重要性について地域住民の理解を深め、必要な助言や支援活動を行う者として、熱意と識見を有する者の中から、「動物愛護推進員」を委嘱するものです。

現 状	課 題(問題点)
○平成20年3月現在、動物愛護推進員の委嘱は行っていません。	○動物愛護推進員の必要性や役割を明確に位置付けていません。

### 【施策の方向性】

- 動物愛護推進員の必要性や役割の明確化
- 動物愛護推進員を委嘱する地域、人数や選出方法に関する検討

### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○動物愛護推進員の委嘱に向けた取組み	中 期	○行政と役割分担を行い、動物愛護推進員が担うべき役割を明らかにした上で、委嘱に向けた検討を行います。

## (3) 一般社団法人福岡市獣医師会との連携

### 【目的】

動物の治療や生理・生態等に関する豊富な知識と経験を有する福岡市獣医師会と連携・協力することで、動物愛護と管理に関する施策に取り組むものです。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○狂犬病予防集合注射を委託しています。</li> <li>○鑑札と注射済票の交付を委託しています。</li> <li>○動物愛護フェスティバルを共催しています。</li> <li>○福岡市獣医師会の動物飼養相談事業に対し支援を行っています。</li> <li>○猫のマイクロチップ装着推進及び不妊去勢手術推進助成を共働で実施しています。</li> <li>○「災害時の被災動物救護活動に関する協定書」を締結しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡市獣医師会との共働事業をさらに拡充していく必要があります。</li> </ul>

### 【施策の方向性】

- 福岡市獣医師会との連携協力体制の強化

### 【具体的施策】

継続・拡充する施策	
項 目	実 施 内 容
○福岡市獣医師会との連携協力体制の強化	○動物愛護と管理に関する役割を明確にし、福岡市獣医師会との連携協力体制の強化に努めます。

#### (4) 動物愛護団体や登録ボランティアとの連携

##### 【目的】

動物愛護団体の役割を明確にし、協力体制のもと、動物愛護と管理に関する施策に取り組むものです。

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">現 状</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○動物愛護団体へ犬の譲渡を行っています。</li> <li>○動物愛護団体と連携して、動物愛護フェスティバルや毎月開催のわんにゃんよかイベント等を開催しています。</li> </ul> </td> </tr> </table>	現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動物愛護団体へ犬の譲渡を行っています。</li> <li>○動物愛護団体と連携して、動物愛護フェスティバルや毎月開催のわんにゃんよかイベント等を開催しています。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">課 題(問題点)</th> </tr> <tr> <td>○ボランティアと共働できる内容が限られています。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">継続する取組み</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犬猫の譲渡、適正飼養啓発の協力を深めます。</li> <li>○動物愛護団体との定期的な研修会・勉強会を行います。</li> <li>○収容動物の保管施設の清掃や給餌などにボランティアの参加を受け入れます。</li> </ul> </td> </tr> </table>	課 題(問題点)	○ボランティアと共働できる内容が限られています。	継続する取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犬猫の譲渡、適正飼養啓発の協力を深めます。</li> <li>○動物愛護団体との定期的な研修会・勉強会を行います。</li> <li>○収容動物の保管施設の清掃や給餌などにボランティアの参加を受け入れます。</li> </ul>
現 状							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○動物愛護団体へ犬の譲渡を行っています。</li> <li>○動物愛護団体と連携して、動物愛護フェスティバルや毎月開催のわんにゃんよかイベント等を開催しています。</li> </ul>							
課 題(問題点)							
○ボランティアと共働できる内容が限られています。							
継続する取組み							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○犬猫の譲渡、適正飼養啓発の協力を深めます。</li> <li>○動物愛護団体との定期的な研修会・勉強会を行います。</li> <li>○収容動物の保管施設の清掃や給餌などにボランティアの参加を受け入れます。</li> </ul>							

##### 【施策の方向性】

- 動物の愛護と管理に対する共通認識の醸成
- 動物愛護と管理に関する役割分担の確立
- 動物愛護団体への活動の場の提供

##### 【具体的施策】

継続・拡充する施策	
項 目	実 施 内 容
○研修会・勉強会	○動物愛護団体との定期的な研修会・勉強会を行います。
○活動の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動物愛護団体がセンターの業務等に参加するに当たってのルールづくりを行います。</li> <li>○譲渡事業、ふれあい事業、犬猫の適正飼養に関する講習会などを共働して実施します。</li> <li>○収容動物の保管施設の清掃や給餌など以外でもボランティアの参加を受け入れます。</li> </ul>
○動物愛護フェスティバル	○動物関係団体との協力体制を強化し、より効果的な動物愛護フェスティバルを行います。

(5) 動物愛護を目的とした寄付の受入れ

【目的】

動物の適正飼養の普及啓発など市民等が希望する動物愛護事業に対して、寄付を受け入れるものです。

現 状	課 題(問題点)
○動物愛護を目的とした寄付金が多く寄せられていますが、飼料や薬品の購入など限られた用途でしか活用できていません。	○単年度内で寄付金を募集し、年度内で活用するため、長期的な計画を立てて寄付金を有効活用することができません。

【施策の方向性】

- 動物愛護を目的とした寄付に対応する事業の明確化
- 動物愛護を目的とした寄付金の基金化による有効活用

【具体的施策】

新 規 施 策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○寄付金の基金化	短 期	○動物愛護を目的とした寄付に対応する事業を明らかにした上で、寄付金の基金化を行います。

## 8 危機管理対策

### (1) 危機管理対策の実施

#### 【目的】

災害発生時や狂犬病発生時における危機管理体制を整え、関係部署や機関と連携して迅速に対応するものです。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「福岡市地域防災計画」に愛玩動物対策として、愛玩動物の保護や避難所における共生の検討を明記しています。</li> <li>○一般社団法人福岡市獣医師会と「災害時の被災動物救護活動に関する協定書」を締結しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時の被災動物に対する、具体的対応方法を定めていません。</li> <li>○狂犬病発生時の具体的対応方法を定めていません。</li> <li>○愛玩動物の同行避難についての周知ができていません。</li> </ul>

#### 【施策の方向性】

- 災害発生時や狂犬病発生時における危機管理対応マニュアルを整え、関係部署や機関等と連携の下、迅速に対応可能な体制の整備
- 愛玩動物の同行避難についての周知

#### 【具体的施策】

新規施策		
項 目	達成時期	実 施 内 容
○災害発生時の対応	短 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時対応マニュアルを策定します。</li> <li>○「災害発生時対応マニュアル」に基づき、獣医師会や動物関係団体等と連携して、被災動物の救護等を行います。</li> </ul>
○狂犬病発生時の対応	短 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○狂犬病発生時対応マニュアルを策定します。</li> <li>○狂犬病が発生した場合を想定した演習を行います。</li> <li>○「狂犬病発生時対応マニュアル」に基づき、関係部署・機関、警察、消防、獣医師会や医療機関等と連携して、狂犬病発生時の対応を行います。</li> </ul>
	中 期	○狂犬病の診断や検査体制について検討します。
○同行避難の周知	短 期	○出前講座や防災訓練などでの同行避難についての啓発
	中 期	○同行避難を想定したしつけ方教室などの実施

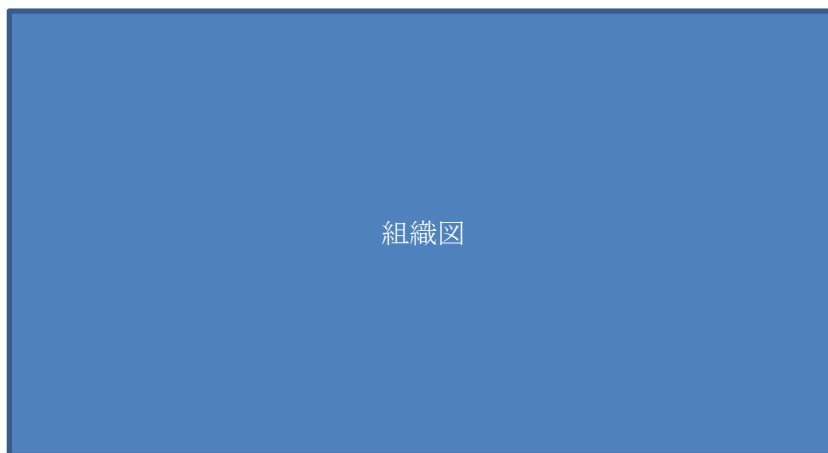
## 動物愛護管理センターの役割と組織

### 1 動物管理センターの位置づけと役割

動物愛護管理センター	施設の位置づけ	役割
	動物愛護・適正飼育の普及啓発の推進や動物管理に関する取組みを行うための拠点施設	①飼い主への動物の適正飼育に関する指導 ②動物取扱業者への動物の適正管理に関する指導 ③動物による人の生命、身体や財産に対する侵害の防止 ④狂犬病の発生予防・まん延の防止
	動物関係団体と連携共働して活動する施設	①動物関係団体の育成と活動の場の提供
	市民が訪れて動物愛護や管理について学ぶ施設	①市民への動物の取扱いに関する正しい知識の啓発

### 2 動物愛護管理センターの組織体制と人材育成

#### (1) 組織図



#### (2) 人材育成

動物愛護管理センターの職員が動物愛護と管理業務を行う上での資質や技能の向上を図るため、様々な資格の取得を推進するとともに、研修を充実します。

- ①業務に有用な研修を選別し、受講の機会を拡充します。
- ②他都市の情報収集を行い、必要に応じて先進都市の調査などを行い

ます。

- ③職員(スペシャリスト)を育成するために、資格の取得や研修の受講を行います。

### 3 2つの動物愛護管理センター

本計画に盛り込んだ施策を効果的・効率的に実施するために、平成23年4月よりそれまでの動物管理センターの組織名を「動物愛護管理センター」に改めました。それに伴い東西の動物管理センターをそれぞれ「東部動物愛護管理センター」、「家庭動物啓発センター」とし、立地条件や施設の特徴を生かすよう業務を再編成しました。

さらに、平成24年度には家庭動物啓発センターにあった抑留棟（犬を収容し殺処分する一連の作業を行う施設）を取り壊し、殺処分施設のないセンター新しい形の動物愛護管理センターとして市民啓発や動物愛護団体等との共働の拠点の役割を担っています。

#### 【東部動物愛護管理センター】

愛称：アニマルポート

狂犬病予防や動物取扱業者の指導などの動物管理業務に加え、動物を飼育できる環境を生かし、犬とのふれあい事業など体験型啓発事業を中心とした業務を行う施設

狂犬病予防関係業務

犬の適正飼育指導啓発（苦情・相談受付）

放浪犬の捕獲

犬猫の回収・引取り

大型犬・多頭飼育監視指導

動物取扱業

特定動物

譲渡事業

犬猫の飼養管理

ふれあい事業

地域猫の手術



写真

今後はアニマルポートの名前の通り、犬猫の命をつないでいくための中継地としての機能を進めます。



【家庭動物啓発センター】

愛称：ふくおかどうぶつ相談室

交通の利便性を生かすとともに、関係団体・NPO やボランティアと連携し、適正飼育等の啓発に特化した業務（福岡方式）を行う施設

猫の適正飼育啓発（苦情・相談受付）

地域猫活動の推進

家庭動物の飼育等に関する相談

犬猫の適正飼育と取扱いに関する啓発・情報発信（HP，チラシ等）

動物愛護団体との共働の拠点

ボランティア関連事務



今後は市民団体やボランティア活動者がより活用できる，市民に開放された施設を目指します。